

巻 頭 言

弁護士 上 柳 敏 郎

(元早稲田大学法務研究科客員教授・東京大学大学院法学
政治学研究科客員教授)

Law&Practice が第 4 号を迎えることができた。法科大学院生の自主的な編集委員会による紙媒体の本格的な雑誌として、他大学の先生方も含む研究者、実務家、院生より論考をいただき、社会の動きを反映した判例理論やその動因の分析、重要な理論問題や法の考え方への問題提起に挑戦した。

本誌のような媒体の編集作業と法科大学院での基本的な学修の共通点の一つは、社会の変動のなかで現在及び近い将来に生起し法律問題となってくるのは何か、その問題に取り組んでいる当事者や研究者は誰かについて、法律の体系的理解のうえに諸問題を位置づけられるように、日常的に関心をもち目配りを行うことである。米国の法科大学院の院生編集雑誌（ローレビュー）には多くの投稿が寄せられるのに対し、日本では通常法律雑誌も含め編集者からの依頼原稿が多いという相違はあるものの、多くのテーマと論者のなかから選ぶという作業は同質である。基本書をきちんと読んでその体系ないし骨格を理解するとともに、新聞・雑誌等にも目配りして社会や学会の動向に関心をもつ必要がある。

編集作業の重要な一環として、文書の校正作業がある。自分で文章を書くためには、問題を絞り込んで考察を深める作業とともに、あるいはそれと並行して、構成を考え表現を工夫する作業が必要だが、その技量を高めるために、他人が書いた文章の弱点と長所を検討することが有益である。特に、先輩実務家や研究者の校正作業に関与することは、書面構成や文章表現、説得法を、反面教師的な部分も含め舞台裏を学べる得難い機会である。自分が見たり疑問に思ったりした同じ事象や問題について、法律家がどう書面化するかを間近で見る

わけである。米国の院生編集委員会は、引用の正確性や文法上の指摘だけでなく、内容や構成にまでコメントを付けて何度も執筆者とやりとりをするのに対し、日本ではそのような習慣はないが、院生にとっては同質の機会となる。このような作業を深くきちんとできるのは、多くの院生にとって1テーマについてだけであろうが、それは多くの分野やテーマに応用が利く。リーガルクリニックなどの臨床法学教育に共通する効用である。

編集委員会に必要なもう一つの技能として、執筆者や印刷所、編集委員等との連絡や進行管理ないし督促作業がある。関係者の作業それぞれが、一定の時間を要するとともに、かつ知的生産は単に時間があればできるというものではないという要素をもつ。複数の論考について何段階かの作業過程を経て一冊の本にまとめていく進行管理の過程は、複数の法律分野について多段階の学習を重ねて一つの実務資格に結実させていく自己管理の過程と似ている。ただし、研究者の仕事は真理の発見や新理論の提起であり、弁護士の作業は事実の解明と提示が中心となるのに比較して、資格試験は限定された法律と事実関係を前提としたうえでの解釈適用力をみるものであり、資格試験合格が弁護士や研究者としての成功を約束するわけではないし、逆に院生時代に1テーマだけを深めてもそのほかの学修を後回しにする言い訳にはならないことに留意する必要がある。

Law&Practice に関与した元院生は、既に多数法律実務家となり、編集委員会で得たスキルとスピリットを活かし、当事者の願いに応え新しい課題に取り組んでいる。あとに続く挑戦者に大いに期待するところである。末筆ながら、執筆者、印刷製本を担当された成文堂、物心両面の支援を続けていただいている関係者・先輩の皆様方に深く敬意を表す。

目 次

(第4号)

〔特別対談〕		
裁判員裁判の半年を振り返って	田口 守一	1
	川上 拓一	
〔特集〕		
景観訴訟を考える——輛の浦世界遺産訴訟における到達点と課題——		
講演録		
——原告代理人が語る勝訴判決への道のり——	日置 雅晴	57
評釈		
——輛の浦景観訴訟本案判決について——	大塚 直	81
〔論説〕		
教唆犯と共謀共同正犯の一考察		
——いわゆる「間接正犯と教唆犯の錯誤」を切り口		
として——	松澤 伸	95
要件事実論的視点から見た医療水準論について	山口 斉昭	117
組長訴訟の生成と発展	浦川道太郎	145
法と人間行動		
——必ずしも合理的でなく、画一的でもない人間観からの再出発——		
	廣瀬 久和	163
アメリカのプライバシー保護法制の日本への示唆	牧田潤一郎	185
「共有入会地」と「旧財産区有地」の区別基準について	岡本 常雄	219
特許権の消尽理論と黙示の実施許諾論との比較研究		
——非特許部品販売後における特許権効力について——	瀋 暘	245

CONTENTS

(No. 4)

Japan's Saiban-in (Lay Judge) System: A Review of the First Half-Year	<i>1</i>
—TAGUCHI Morikazu	
—KAWAKAMI Takuichi	
Revisiting the Landscape Litigation: The Achievements and Issues Brought by the Tomonoura Case	
Speech: Discussing the Strategies for the Tomonoura Litigation, the Viewpoint of an Attorney for the Plaintiff	<i>57</i>
—HIOKI Masaharu	
Commentary: Xs v. Hiroshima Prefecture, Decision of Hiroshima District Court, October 1, 2010, Case No. (gyou-u) 16 of 2007, 2060 Hanrei Jiho 3	<i>81</i>
—OTSUKA Tadashi	
A Consideration on Collusional Co-principal Status and Instigation	<i>95</i>
—MATSUZAWA Shin	
A Study of the Standard of Care in Medical Malpractice from the Viewpoint of the Ultimate Facts Theory	<i>117</i>
—YAMAGUCHI Nariaki	
Gehilfenhaftung zwischen Mafiaboss und seinen Untergebenen in der Yakusa-Organisation (japanische Mafia)	<i>145</i>
—URAKAWA Michitaro	
Law and Human Behavior : Starting Again with a Real Human Being, Not Always Rational nor Exactly the Same	<i>163</i>
—HIROSE Hisakazu	
Suggestions from the Status Quo of the Privacy Protections in the U.S.	<i>185</i>
—MAKITA Junichiro	
A Study on the Criteria for Distinction between the Shared Common Ground and the Former Zaisan-ku	<i>219</i>
—OKAMOTO Tsuneo	
A Comparative Study of Patent Exhaustion Doctrine and Implied License Doctrine—The Effect of Sales of Unpatented Components to the Patent Right	<i>245</i>
—SHEN Yang	